

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和4年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 97,096千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 808,612千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉	老人福祉	52,777	0	9,382	43,395	28,000
	障害者福祉	289,544	127,397	72,119	90,028	49,096
	児童福祉	466,291	243,047	126,714	96,530	20,000
合 計		808,612	370,444	208,215	229,953	97,096